

彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要領

1 趣旨

彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（以下「認定要綱」という。）に基づき、彦根市認定地域クラブ活動（以下「認定クラブ」という。）の認定について具体的な事項を定めるものとする。

2 認定要件

認定要綱第2条第2項の認定要件への適合性は、彦根市が定める「彦根市認定地域クラブ活動認定要件の具体的確認事項」【別表1】に基づき、判断する。

3 認定申請

認定要綱第3条の認定申請に必要な書類は次のとおりとし、彦根市スポーツ協会に提出すること。

- ① 彦根市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）
- ② 団体の規約または会則等（任意様式）
- ③ 地域クラブ活動の活動計画書（任意様式）
- ④ 地域クラブ活動にかかる収支計画書（任意様式）

※運営主体が個人事業主または株式会社等の場合のみ提出

- ⑤ 彦根市認定地域クラブ活動指導者登録申請書

※認定クラブで指導する指導者が未登録の場合のみ提出

4 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までを最長とする。

（例）令和8年（2026年）4月～令和9年（2027年）3月に登録の場合、有効期限の最長は令和11年（2029年）3月31日

5 認定クラブへの支援

認定要綱第12条の支援については、次のとおり実施を予定しているが、学校運営に関わる事項が多いことから、各校の事情を鑑み、相談のうえ決定するものとする。

- ① 学校説明会やホームページで「彦根市認定地域クラブ」として参加者を募集できる。
- ② 学校施設の優先予約を可能にするとともに、学校備品の利用ができる。
- ③ 指導を希望する教員への兼職兼業許可を促進する。

【別表 1】彦根市認定地域クラブ活動認定要件の具体的確認事項

(1) 学校部活動の教育的意義を継承・発展させた活動であること
① 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重せず、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。 ※生徒のニーズや意見が反映できる仕組みを設けることを期待する。 ※障害のある生徒等が参加できる環境を整備することを理念としていることを十分に踏まえて対応すること。 ② 彦根市に居住する生徒を主な対象とした活動であること。 ※小学生や高校生、大人等の多世代と一緒に活動することを妨げない。 ③ 競技力強化の観点からの選抜や広域募集を行わないこと。
(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
① 生徒が健康な生活を送れるよう、生徒の心身の成長に配慮した合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。 ② 週 2 日以上休養日を設定すること。 ③ 活動時間については、原則として、平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たり 11 時間程度とすること（生徒 1 人の活動時間）。 ※当面は平日の部活動が継続となることから、部活動の活動時間や休養日と合わせて、柔軟な対応を行うことも可能とする。 （例）休養日を平日 2 日とし、休日 2 日間活動することも可能とする。 ④ 月間活動計画と年間活動計画を作成し、公表すること。
(3) 可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
① 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営するために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。（国の目安は月額 1,000～3,000 円程度）
(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
① 地域クラブ活動に関わる人材が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のような行為も許さないこと。 ② 指導者として、彦根市に登録された「彦根市認定地域クラブ活動指導者」が複数名在籍し、活動に携わること。また、学生のみでの活動は、認めない。 ※参加人数の関係等で、複数の指導者が活動に携わることが困難な場合には、サポーター等を配置することや、コーディネーターが実施主体に巡回指導を適切に実施することにより不適切行為の防止を図ることも検討する。

(5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
① 生徒の発達段階や健康の状態、環境条件（気温や湿度、WBGT 等）を考慮し、適切な指導内容や休息时间等を設定すること。 ② 活動場所の施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。 ③ 保護者や関係機関へ連絡体制を構築するなど、緊急時対応が整備されていること。 ④ 参加者及び指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること（スポーツ安全保険等）。
(6) 適切な運営体制が確保されていること
① 次の内容を含む規約等を作成・公表するとともに、規約等に基づく適切な運営が行われていること。 ・団体の目的 ・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること ※ガバナンス確保の観点から、代表、副代表および会計は兼ねることはできない。 例外的な場合も、監事は他の3職を兼ねることはできない。 ・総会の運営など団体の意思決定に関すること ・会員の入退会、参加費等に関すること ・予算・決算の審議・承認に関すること ② 営利を主たる目的とせずに運営していること。 ※彦根市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、適用しない。 ③ 公正かつ適切な会計処理を行い、その情報を関係者に適切に開示していること。 ④ 大会やコンクールに参加する場合、その運営に積極的に協力すること。
(7) 学校等との連携が適切に行われていること
① 指導方針や活動計画等を生徒の在籍校等と共有すること。 ※特に平日の部活動と併存している場合には指導の一貫性を考慮すること ② 生徒の活動状況や活動実績について、生徒の在籍校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。 ※必要な情報を共有することについて、あらかじめ保護者の同意を得ておくこと。 ③ 学校施設の活用、教員の兼職兼業を希望する場合は、その円滑な実施のため、彦根市や学校と必要な連絡調整を行うこと。

※令和8年度末までは、経過措置として、上記要件のうち、(4)または(6)を満たしていない場合であっても認定を行う場合がある。